

教室掲示

● 校内生活

1. 服装・携行品

服装や携行品は、派手にならず清潔で中学生らしいものにする。

※ 服装等の詳細については、別紙「東岐波中学校服装のきまり」を参照。

2. 学 習

各自が時間を大切にするとともに自主的に規則正しい学校生活をする。

- (1) 授業開始3分前入室、2分前着席、1分前黙想をする。
- (2) 10分の休憩時間は、次時の用意・教室移動等に使用する。
- (3) 学級の生徒がいなかったり、5分経っても教員が来なかったりする場合は連絡は自治委員が行う。

3. 登下校

- (1) 通学路を歩いて登下校を行う。
- (2) 下校時刻を守る。
- (3) 自転車通学は定められた手続きで申し出て許可を得る。
- (4) 登下校時の買い食い、飲食店等への立ち入りは禁止する。
※ 下校時刻や自転車通学の規定は、別に定める。

4. 遊 び

危険を伴う遊び、他人に迷惑をかけるような遊びをしないようにする。

- (1) 正面玄関及び体育館玄関付近では遊ばない。
- (2) グラウンド以外は、ボールを使用してはいけない。

5. 給食

- (1) 給食の終わりのチャイムがあるまでは教室の外へは出ない。(委員・係の仕事や手洗いの必要がある場合は先生に申し出て許可を得る)
- (2) 自分で持ってきた箸やスプーンは、必ず持ち帰り、洗って持ってくる。
- (3) 箸を忘れた生徒は、学年の先生に申し出て借りる。
- (4) 授業終了5分後には、給食当番以外は自分の席に着いておく。
給食を早く食べ終わっても、終了5分前までは、食器等を返さず待つ。
- (5) 給食のない日や部活で1日活動する日は、保護者が準備した弁当を持参する。学校から直接コンビニやスーパーに買いに行くことは禁止。

6. 清掃

- (1) 清掃は、黙々と、お互いに協力し合い、能率的にきれいに仕上げる。
- (2) 掃除道具はていねいに使用し、掃除終了後、点検をし、元の位置に整理して保管する。
- (3) 掃除道具が破損、紛失した場合は直ちに係の先生に申し出る。
掃除とは無関係に破損させた場合は、弁償する。
- (4) 雑巾がけは手で行う。モップを使用するのは金工室、美術室、家庭科室、調理室と体育館のみ。
- (5) クレンザーは担当の先生の指示で使用する。

7. 校舎・公共物

- (1) 校舎、校具、備品等を大切にし、傷つけたり、落書きしたりしない。
- (2) 花壇、庭園の植物を大切に育てる。
- (3) 窓ガラス、その他の校舎や校具を破損した場合、またはこれを発見した場合は直ちに担任か係の先生に届ける。(破損した場合は、別紙破損届を提出)
- (4) 下校後または休日に校舎内に入る場合は、先生の許可を得る。一旦下校した場合も、必ず制服を着用して登校する。
- (5) 部活動の部室にはその部員以外の者は入室しない。

8. 届出

- (1) 病気、忌引等で欠席するときや通院等で遅刻するときは当日の朝、8時までに保護者がシグフィーで連絡する。
- (2) 遅刻、早退などは、保護者がシグフィーで連絡する。
- (3) 忌引は次の期間休むことができる。
①父 母・・・7日 ②祖父母(同居)・・・5日 ③兄弟姉妹、叔父叔母、祖父母(別居)・・・3日
- (4) 住所等を変更したとき、直ちに学級担任に届け出る。
- (5) アルバイトは原則として禁止。但し、特別な場合、届け出て許可を得ること。

9. その他

- (1) 登校したら放課後まで校外に出ない。
- (2) 不必要な金銭を学校に持参しない。また生徒間で金銭の貸し借り、物品の売り買いをしない。
- (3) 部室や清掃場所などのカギは、職員室の先生の許可を得て、自分で取る。

● 校外生活

1. 映画等の興行物、その他

- (1) 映画は保護者が許可したもの。(18時以降は必ず保護者が一緒にいること。送迎のみの保護者同伴は許可しない。)
- (2) ゲーム場・ボーリング場・カラオケボックス・夜釣り等は、保護者同伴のこと。
- (3) 遊戯場(パチンコ・オートレース場・場外馬券場等)は、保護者同伴でも出入りしてはいけない。

2. 家庭での生活

- (1) 用事もないのに、繁華街、デパート、スーパー等をぶらつかない。
- (2) 日没後の外出は保護者同伴を原則とする。
- (3) 友人の家に夜遅くまでいたり、泊まったりしてはならない。
- (4) 打ち上げと称して、生徒同士で友人宅や飲食店に集合しない。
- (5) 休日は、朝9時まで、遊びのための外出をせず、帰宅は家で決められた時間を守る。
(3月～9月は午後6時まで、10月～2月は午後5時まで)

3. その他

- (1) 火遊びなど危険な遊びは絶対にしない。
- (2) ボートは生徒同士では乗らない。
- (3) 交通ルールを守る。特に自転車を運転するときはヘルメットを必ず着用し、飛び出し・二人乗り・信号無視・無灯火・片手運転等をしない。(接触事故等は、軽微でも警察へ通報しなければならない)
- (4) 痴漢・誘拐の被害防止・・・服装・言動に気をつけ、見知らぬ人には不必要に近づかない。被害に遭いそうになった場合は、ためらわず110番通報をすること。
- (5) 不審な電話等で、個人情報を教えない。